

第5章

みんなで築く希望に満ちたまちづくり

1

市民協働

現状と課題

市民との協働※には、行政側の努力と、市民の自主的、主体的な行政参画が求められるほか、地域の実情に即した自己決定・自己責任によるまちづくりが求められています。

市内には、116の自治会があり、この地縁組織によって地域住民の交流や福祉、地域の安全・安心、環境活動など身近な地域の課題への取り組みが展開されるようになりましたが、アパート入居者の自治会加入率の低下や少子高齢化などにもない活動が困難になってきています。

一方、学校におけるボランティア活動や地域の課題を自ら解決しようとするボランティアグループなどの活動も広がりつつあるほか、企業においても、道路や河川などの清掃活動や交通安全活動を行う企業が増えつつあります。

しかし、人的・財政的基盤が脆弱である団体など、活動環境が十分とはいえない状況であり、活動支援のあり方も課題となっています。

また、パブリックコメント※制度やワークショップ※により、計画の策定段階から市民の意見を反映できるようになりましたが、市民への浸透度は低い状況にあります。今後、この取り組みを継続するとともに、より多くの市民が市政に参画できる手法を検討する必要があります。

施策の基本方針

地域課題に市民が主体的に取り組み、市民が一定の役割を担いながらまちづくりに取り組んでいく市民協働によるまちづくりを推進するとともに、市民の自主的な活動を支援する体制を整備します。

施策の内容

(1) 市民参画の拡大

- 審議会、委員会など、市の政策立案、意思決定過程で専門家や市民の参画を推進し、パブリックコメントやワークショップを実施し市民の意見の反映に努めます。
- ボランティア教育・活動などにより、市民活動やコミュニティ活動を推進するために、まちづくりリーダーや組織を担う人材育成のための機会や場の提供に努めます。
- 市民と行政がパートナーシップのもと、協力・連携しながらまちづくりを進める方向性を示す指針を定めます。

(2) 市民活動の支援

- 地域活動を支援するため、情報の収集や提供、財政的支援、協働事業を推進します。
- 行政がこれまで蓄積したまちづくりにおける知識・経験・技術を、市民のまちづくり活動へ提供するとともに助成をします。
- ボランティア活動や自主的なまちづくり活動の情報を積極的に収集し、広報紙やホームページなどを活用して提供するとともに、活動グループ間の情報交換などの支援をします。

主な事業など

- 市政モニター※制度の導入
- 各種広聴制度の推進、充実
- 審議会・委員会における公募委員の登用
- 市民協働推進指針の策定

主な事業など

- 市民活動団体（NPO※、ボランティア）への支援
- 市民活動団体自立化のための支援や連携強化の検討
- まちづくり活動への助成

序論

基本計画

第1章
自然に配慮した
快適なまちづくり

第2章
生きがいとやすらぎ
のあるまちづくり

第3章
活力と賑わい
のあるまちづくり

第4章
豊かな心と文化をはぐくむ
まちづくり

第5章
みんなであそぶ希望に満ちた
まちづくり

施策推進の目標

目標指標	現状	H27	備考
委員を公募している審議会などの比率	8.3%	15%	委員を公募している審議会などの数÷審議会などの総数
NPOの団体数	6団体	10団体	

※協働・・・共に働くことで、ここでは市民や行政が共に協力し活動を行うこと。

※パブリックコメント・・・行政機関が政策の立案などを行う際、その案を公表し、この案に対して広く市民から意見や情報を提出する機会を設け、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行うこと。

※ワークショップ・・・人が集まり、共通の体験を通じて何かを学んだり、共に作りあげたりする場のこと。

※市政モニター・・・市内在住の方からモニターを公募し、アンケートへの回答や市への具体的な意見、提案をしていただき、市民の方の意向を把握し市政に反映させていく制度のこと。

※NPO・・・Non-Profit Organizationの略でボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命(ミッション)の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。

2

情報共有

現状と課題

市民と行政の協働*によるまちづくりを進めるためには、市民と行政がお互いに情報を共有し、市民の意見や情報を市政に反映していくことが不可欠となります。そのため、市民が市政について持つ「知る権利」を保障し、情報の収集・管理・公開に至る一連のシステムの充実を図るとともに、これらの情報を適正管理する必要があります。

また、広報紙やホームページなどによる情報提供の充実を図ることはもとより、ケーブルテレビ*などの多様なメディア*を積極的に活用し、質の高い情報提供を行っていくことが求められます。

さらには、情報通信技術に頼るばかりではなく、地域座談会や企業懇談会などお互いに顔が見える親しみのある情報の提供・収集の機会も重要であり、情報共有の場として充実していく必要があります。

施策の基本方針

行政情報の積極的な公開を行うとともに、市民へのわかりやすい情報提供やさまざまな機会での市民ニーズや意見の把握に努め、市民と行政がともに情報を共有できる環境づくりを進めます。

序論

基本計画

第1章
自然に配慮した
快適なまちづくり

第2章
生きがいとやすらぎ
のあるまちづくり

第3章
活力と賑わい
のあるまちづくり

第4章
豊かな心と文化をはぐくむ
まちづくり

第5章
みんなが楽しく希望に満ちた
まちづくり

施策の内容

(1) 広報の充実

- 広報紙やホームページ、市政情報番組などによる広報活動を充実するとともに、市役所に設置した市政情報コーナーも充実させ、効果的な行政情報の提供を行います。
- インターネット※やデータ放送をはじめ、多様なメディアを効果的に利用した情報提供機能の充実を進めます。

主な事業など

- 「広報もとす」などの充実
- データ放送活用事業

(2) 情報公開の推進

- 行政文書や会議などの行政情報を、個人情報や事業活動情報に配慮しながら積極的に公開します。

主な事業など

- 情報公開の推進

(3) 情報収集・公聴の充実

- 直接市民とコミュニケーションを図る機会を充実します。
- 市民の意向を的確に把握し市政に反映していくため、市民意識調査などを実施します。
- ホームページによる意見募集や電子メールによる相談受付などIT※活用による広報・公聴活動の充実を図ります。

主な事業など

- 地域座談会・企業懇談会などの開催
- 市民意識調査の実施

施策推進の目標

目標指標	現状	H27	備考
市ホームページの閲覧 (アクセス) 件数	79万件	85万件	年間の市ホームページ閲覧件数

※協働・・・共に働くことで、ここでは市民や行政が共に協力し活動を行うこと。

※ケーブルテレビ・・・テレビ塔・放送衛星・通信衛星などから送られてくるテレビ電波をキャッチし、ケーブルを通じて各家庭まで映像を送信するシステム。電波の届きにくい山かげでも、放送を受信することができる。

※メディア・・・媒体のことで、ここでは情報を媒体するもののこと。

※インターネット・・・ネットワークとネットワークを結ぶネットワークのことで、現在では全世界の多くの国々を結ぶ地球規模のネットワークが誕生している。

※IT・・・Information Technology の略でコンピュータやデータ通信に関する技術の総称。

序論

基本計画

第1章
自然に配慮した
快適なまちづくり

第2章
生きがいとやすらぎ
のあるまちづくり

第3章
活力と賑わい
のあるまちづくり

第4章
豊かな心と文化をはぐくむ
まちづくり

第5章
みんなが楽しく希望に満ちた
まちづくり

1

地域コミュニティ

現状と課題

近年、地域社会においては都市化、少子高齢化、核家族化などが進み、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中、古くからの慣習はしだいに薄れ、地域における住民相互の交流や連帯感は弱まっています。こうしたことから、地域住民同士の交流を深め、良好な地域コミュニティ※を育成していくことが求められます。

また、町村合併から7年が経過しましたが、まだ一つの市としての一体性は十分に確立されているとはいえません。

「本巣市民」としての一体感を醸成し愛着を深めていくためには、地域ごとの個性や特徴を尊重しつつ、相互理解を深めることにより地域間の交流を促進し、新たな枠組みによるコミュニティ形成を図っていく必要があります。

施策の基本方針

自治会などの地域における活動を支援し、良好な地域コミュニティを育成するとともに、地域間の交流を活発化し、一体感の醸成や愛着づくりを進めます。

施策の内容

(1) コミュニティの育成

- 地域住民相互の交流を促し連帯意識を高め、良好な地域コミュニティの形成を推進する自治会などの地域コミュニティ組織の育成と自主的な地域活動を支援します。
- 地域住民が地域活動の場として、安全かつ快適に活用できる地域コミュニティ施設の整備を支援します。

主な事業など

- 自治会活動などの支援
- 転入者に対する市政情報の提供
- コミュニティ施設整備の支援

(2) 市内交流の推進

- イベントや祭り、スポーツ大会、文化交流などを通じて、市民相互の交流を推進します。
- ボランティア活動などの市民活動の推進を通じて、市民相互の交流を深めます。

主な事業など

- 市民交流の推進

施策推進の目標

目標指標	現状	H27	備考
自治会加入率	90.5%	91.5%	自治会への加入世帯数÷全世帯数

※コミュニティ・・・「地縁」にもとづいて築かれる「共同社会」のこと。

序論

基本計画

第1章
自然に配慮した
快適なまちづくり

第2章
生きがいとやすらぎ
のあるまちづくり

第3章
活力と賑わい
のあるまちづくり

第4章
豊かな心と文化をはぐくむ
まちづくり

第5章
みんなで築く希望に満ちた
まちづくり

2

国際・地域間交流

現状と課題

時代の流れの中で、外国を含めた他の地域と交流し、文化の違いの認識・理解に努め、相互の発展に結びつけていくことが一層大切になっています。

こうした中で、本市では国際交流として中国やカナダとの交流及びオーストラリアへの派遣など青少年の交流を進めてきました。また、地域間交流として淡墨桜を縁とした友好都市である福井県越前市との交流を行うなど、国際・地域間交流に努めてきました。今後は更に、市民相互の交流を促進する必要があります。

また、外国や外国人が身近なものになり、外国人との共生が求められます。

このため、市民の国際理解を深め、国際感覚を養うとともに、外国人にとっても住みやすく、優しい環境の整備が必要となります。

■交流のある都市

都 市 名	交流開始時期
太原市(中国)	昭和60年8月
デボン町(カナダ)	平成12年8月
越前市(福井県)	平成18年10月

施策の基本方針

国際理解を深め、国際感覚を養うため、国際交流を充実するとともに、友好都市などとの地域間交流をより一層深め、市民相互の交流を促進します。また、外国人が住みやすく、優しい環境の整備に努めます。

施策の内容

(1) 国際交流の推進

- 次世代を担う青少年の国際感覚の高揚を図るため、国際交流事業の充実に努めます。
- 民間の国際交流団体の活動を支援し、国際交流の機会をより広く、より身近に提供することで、市民の国際理解を深めるとともに、国際性豊かな人材育成に努めます。

主な事業など

- 青少年国際交流事業

(2) 国際化への対応

- 外国語による生活ガイドブックやパンフレット、案内表示板の整備など、外国語による情報提供に努めます。
- 市民活動団体と連携し、市内に居住する外国人の日本語学習や事業などに対する支援を進めます。

主な事業など

- 外国語によるパンフレットなどの作成
- 外国語による案内看板の設置
- 日本語学習ボランティアの育成

(3) 地域間交流

- 友好都市である越前市などとの様々な幅広い分野で市民レベルでの相互交流を促進します。

主な事業など

- 友好都市などとの市民相互の交流促進

序論

基本計画

第1章
自然に配慮した
快適なまちづくり

第2章
生きがいとやすらぎ
のあるまちづくり

第3章
活力と賑わい
のあるまちづくり

第4章
豊かな心と文化を
はぐくむ
まちづくり

第5章
みんなが
楽しく希望に
満ちた
まちづくり

施策推進の目標

目標指標	現状	H27	備考
越前市との交流事業参加者数	65人	300人	友好都市との交流事業への年間延べ参加者数

1

行政経営

現状と課題

地方分権の推進を目指した制度改革や税源移譲[※]などが行われ、自治体を取り巻く環境は大きく変化し、今まで以上に自己決定と自己責任による自立した行政経営が求められています。

平成 19 年度から算定と公表が義務付けられた財政の健全化を判断するための「健全化判断比率[※]」と地方公営企業における「資金不足比率[※]」については、いずれも国が示す基準以下であり、財政の健全化は保たれていると言える状況です。

しかしながら、本市の財政見通しでは、歳入が平成 31 年度には普通交付税[※]が一本算定[※]完全移行により大幅な減額となることから、今まで以上に自主財源の確保に努めるとともに、5年後、10年後の収入に見合った歳出規模、財政構造にしていかなければなりません。

そのためには、行財政改革大綱を着実に推進し、将来にわたり持続的に行政サービスを提供できるよう健全な財政運営に努める必要があります。

■健全化判断比率の推移

区 分	H19	H20	H21	説 明
実質赤字比率	—	—	—	一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模 [※] に対する比率
連結実質赤字比率	—	—	—	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	10.5%	9.6%	8.8%	一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金 [※] の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	42.2%	30.4%	34.3%	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

施策の基本方針

行財政改革大綱を着実に推進し、最少の経費で最大の行政効果をあげるため、適切な組織管理、人事管理、事務管理を行い、簡素で効率的な行政運営の確立を図ります。また、市税をはじめとする自主財源の確保に努める一方、増大する行政需要に対しては、事務事業評価システム^{*}を導入することにより、歳出全般の見直しと財源の重点配分を行い、総合計画と予算の整合を図り、一貫性のある財政運営を推進します。

施策の内容

(1) 効率的な行政運営

- 市民ニーズを的確にとらえ、それに対応できる効率的な組織の構築を目指して見直しを行うとともに、事務処理の効率化・迅速化、組織の活性化を推進します。
- 複雑・多様化する市民ニーズに対応するため、職員研修を実施するなど、職員のレベルアップに努め、計画的な定員管理と職員の適正配置を図ります。
- 行財政改革大綱を着実に推進するとともに、事務事業評価システムを導入し、事務事業の評価、施策の評価を実施し、その評価を踏まえて業務の改善に努めます。
- 公共施設の運用については、アウトソーシング^{*}や指定管理者制度^{*}を活用し、市民が利用しやすい施設の管理運用を進めます。

主な事業など

- 事務事業評価システムの導入
- 行政組織の見直し
- アウトソーシング、指定管理者制度の活用
- 庁舎統合の検討

序論

基本計画

第1章
自然に配慮した
快適なまちづくり

第2章
生きがいとやすらぎ
のあるまちづくり

第3章
活力と賑わい
のあるまちづくり

第4章
豊かな心と文化をはぐくむ
まちづくり

第5章
みんなであそぶ希望に満ちた
まちづくり

(2) 健全な財政運営

- 行財政改革大綱・実施計画など財政的な目標数値の動向を的確に把握し、長期的な視野に立った財政計画を策定します。
- 自主財源の確保に向けて、市税などの徴収業務の強化や納税啓発の推進により、収納率の向上に努めます。また、適正な受益負担を図るため、使用料・手数料を見直します。
- 事務事業評価システムによる事務事業の見直しを含めた経常経費の削減に努めます。
- 説明責任を果たすため、より分かりやすい情報を提供して、市民や議会がチェックしやすい環境を整備します。

主な事業など

- 財政計画の策定
- 計画的な財政運営
- 自主財源の確保
- 事務事業評価システムによる事業見直しと経常経費の削減
- 財務状況の公表

(3) 広域行政の推進

- 多様化する市民ニーズに対応するため、公共施設などの広域的・効果的利用や市域を越えた事業連携など近隣自治体との連携強化を図ります。

主な事業など

- 国民健康保険事業の広域化

施策推進の目標

目標指標	現状	H27	備考
指定管理者制度導入施設数	20施設	45施設	指定管理者制度の導入施設の数
職員数	324人	317人	
経常収支比率	82.7%	85.0%未満	財政構造の弾力性をみる指標（経常経費充当一般財源÷経常一般財源）
市税の収納率	95.3%	96.0%	市税収入額÷市税調定額
実質公債費比率	9.6%	6.0%未満	市全体の公債費に係る財政負担の度合いを示す指標

- ※税源移譲・・・三位一体の改革の一つとして、所得税などの国税が減らされ、市民税などの地方税を増やすことにより国から地方へ税源を移すこと。平成 19 年より実施されている。
- ※健全化判断比率・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定するもので、財政の健全度がどの程度の水準であるかを表す。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合は、自主的な改善努力により早期健全化を図る必要がある。また、財政再生基準を一つでも超えると、国などの関与により再生を進めることとなる。
- ※資金不足比率・・・各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。
- ※普通交付税・・・地方交付税の一種。地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財源不足額を算定し国から交付される。
- ※一本算定・・・合併した市の普通交付税算定は、合併後の市として算定した額(一本算定)と、合併しないでそのまま町村が存続していたものとして算定した額(合併算定替)を比較し、有利な方が選択される。ただし、合併後 15 年が経過すると一本算定となる。
- ※標準財政規模・・・地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値で、その大きさは、「標準税収入額+普通地方交付税額+地方譲与税」で求められる。
- ※準元利償還金・・・公営企業(簡易水道、下水道)債や一部事務組合が起こした地方債の償還の財源に充てられた一般会計からの繰出金及び負担金・補助金などの合計額。
- ※事務事業評価システム・・・Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(見直し)という、PDCAサイクルを活用し、事務事業ごとに客観的な数値を用い分析、評価を行うことにより、事務事業の改善、整理に活用するもの。
- ※アウトソーシング・・・専門的な業務を、その業務を得意としている企業などに委託すること。
- ※指定管理者制度・・・公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的として導入された制度。

序論

基本計画

第1章
自然に配慮した
快適なまちづくり

第2章
生きがいとやすらぎ
のあるまちづくり

第3章
活力と賑わい
のあるまちづくり

第4章
豊かな心と文化をはぐくむ
まちづくり

第5章
みんなで築く希望に満ちた
まちづくり

